

## Vesper留学プログラムお申込条件

Vesper留学プログラム条件書において「プログラム」とは、お申込者が海外の教育機関や留学サービスプロバイダへ入学し、授業もしくは他留学サービスの提供を受けられるようにVesper（以下、「当社」といいます）及び当社提携先がリサーチやコンサルティング、手続き代行、もしくは媒介、取次を行う留学サービスのことをいいます。

### 1 1.お申込

2 本プログラムへのお申込は、当社指定のお申込書に必要事項をご記入頂き、署名または捺印のうえ当社までご提出下さい。お申込書をご提出後、10日以内にプログラム費用の一部として申込金を(1)直接お支払い(2)現金書留(3)銀行振り込みのいずれかの方法でご入金下さい。お申込書を当社が受理し、申込金のご入金を確認された時点で契約は成立いたします。

### 3 2.お申込条件

4 お申込時に心身の健康を害し、プログラム参加に支障をきたす恐れがあると当社が判断する場合には、お申込をお断りする場合があります。また、お申込者が20歳未満の場合には、保護者の同意が必要となります。

### 5 3.お申込内容の変更

6 契約成立後、お申込後、お申込者のご都合によりお申込内容を変更される場合は、当社所定の書類にご記入のうえご持参頂くか、または当社あてにご郵送ください。上記文書を受理した時点で正式な変更として扱います（郵送の場合は消印にて有効とします）。電話、FAX およびE-mail による連絡は不可とさせていただきます。なお、お申込内容の変更については、変更手続き料として書類の再作成を伴う場合には15000円（税別）、書類の再作成を伴わない場合には5000円（税別）を別途申し受けます。ただし、明らかな現地学校のミス、郵便事情等のやむを得ない事情により入学手続きがコース開始までに完了しなかった場合は、変更手続き料は無料です。

### 7 4.お申込内容の保留

8 契約成立後、お申込後、お申込者のご都合により入学日を延期する場合で、次回参加日の確定ができない場合、お申込内容の保留ができます。保留をする場合、当社所定の書類にご記入のうえご持参頂くか、または当社あてにご郵送ください。上記文書を受理した時点で正式な保留として扱います（郵送の場合は消印にて有効とします）。また、お申込内容の保留期間については保留の旨を当社が受理した日から1年とし、再手続きはその間一度に限り可能です。ただし、現地の学校が正式に入学を許可した後の保留に関しては、保留書類を受理する迄の手続きにかかった諸費用（実費）および学校の規定により請求された授業料やその他の費用の一部については別途お支払い頂きます。なお、保留期間中に手続きを再開される場合は、再手続き料として15000円（税別）を別途申し受けます。

### 9 5.お申込の取消方法

10 契約成立後、お申込後、お申込者のご都合によりプログラムへの参加を取消される場合は、当社所定の書類にご記入のうえご持参頂くか、または当社あてにご郵送ください。上記文書を受理した時点で正式な取消として扱います（郵送の場合は消印にて有効とします）。電話、FAX およびE-mail による連絡は不可とさせていただきます。

### 11 6.取消料

12 お申込後、お申込者のご都合によりプログラムへの参加を取消される場合、取消料として申込金およびその他の諸費用（実費）をお支払い頂きます。また、現地学校が正式に入学を許可した後の取消については、その学校の規定により授業料やその他の費用の一部を請求される場合があります。なお、各学校に関する詳細は事前に担当者へお問い合わせください。

### 13 7.プログラム費用のお支払い

14 請求書に明記された支払い期日、支払い方法に基づきお支払いください。プログラム費用は、外国為替レートの変動によりお見積り時の金額から変更する場合がありますのであらかじめご了承下さい。なお、当社が日本円でお預かりしたプログラム費用について、お預かり時点から各支払先への支払時点までの間に為替レートが変動し、当社に差益もしくは差損が生じた場合、為替相場の変動が著しい場合を除き、その差益もしくは差損は当社に帰属するものとし、その清算はいたしません。為替相場の変動が著しく、従前のプログラム費用ではプログラム続行が不可能であると当社が判断した場合、お申込者にその差額分をお支払い頂く場合があります。

### 15 8.プログラム費用のお支払い期日

16 原則としてご出発の約60日前にプログラム費用全額をお支払い頂きます。

### 17 9.ガーディアン

18 一部の未成年のお申込者には海外生活を送るにあたってガーディアン（身元保証人）を手配する場合がございますが、ガーディアン及び当社はお申込者の金銭的または法的責任を負いません。また、お申込者の成績、出席率、素行等の理由で停学、退学、学生査証の剥奪等が行われた場合も、その責任はお申込者に帰するものであり、ガーディアン及び当社はその責任を負いません。

### 19 10.適用範囲

20 本条件書にて提供される留学プログラムとは、旅行業法第1章 第2条規定の「旅行業法」の定義に該当しないサービスを指し、旅行業法にて定める営業保証金による弁済適用外となります。

### 21 11.当社からの契約解除と免責事項

22 以下の理由によりプログラム内容の変更、中止および参加不可能となった場合については、責任範囲外になるとともに当社より契約を解除させていただく場合があります。

(1)お申込コースや滞施設等の制限により、受け入れが不許可になった場合。

(2)当社が指定する期日までに必要な書類をお申込者が提出しない場合。

(3)当社が指定する期日までにお申込者による費用のお支払いがない場合。

(4)学校・滞在先棟の受入機関の事情により、授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更があった場合。

また、受入機関が破産、民事再生、会社更生法の適用を受けサービスの提供が得られなかった場合。

(5)天候その他気象条件の変化に伴い、プログラムが変更あるいは中止になった場合。

(6)郵便および学校側の事情により入学許可証、滞在許可証等が届かず、出発できなかった場合。

(7)天災事変、戦争、ストライキ、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力による事由により、入国の許可がおりなかった場合。

(8)お申込者の成績及び技術が、希望する留学先の入学基準、もしくは希望するコースの参加基準に達していないために、入学許可が得られなかったり、コースの変更を余儀なく申し付けられた場合。お申込者または、その関係者が、他の消費者に迷惑をおよぼし、もしくはプログラムの円滑な運営を妨げた時、またはその可能性が極めて高いと当社が判断した場合。

(9)旅券及び査証の取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。

(10)お申込者の怪我、病気等の体調の変化に伴って、プログラム変更や取消が発生した場合。

(11)下記第12項②の規定による停学あるいは退学、もしくは強制帰国等の処分によりプログラムの継続が不可能になった場合。

(12)お申込者が自己手配した事項の不都合で、プログラムが変更もしくは取消になった場合。

(13)お申込者から提出された書類に虚偽の申告があった場合。お申込者が長期にわたり連絡不能または所在不明となった場合。

## 23 12.特記事項

24 (1)査証の発給はあくまで大使館あるいは領事館の判断によるものであり、万が一発給が拒否された場合は当社では一切責任を負いかねます。なお、査証申請にともなう費用は、各国大使館、領事館の都合により予告なく変動する場合がありますので予めご了承下さい。

(2)渡航後は参加者個人の責任において行動し、法令、公序、良俗に反する行為により生じた損害の責任は参加者個人に帰します。現地にて受け入れ後、留学先機関の規則に違反し、停学、退学あるいは強制帰国、その他被った損害についても同様に参加者個人の責任となります。

(3)ホームステイ先については、お申込者にご記入頂く「ホームステイ質問書」に基づいて選定を行ないますが、同質問書に記入されたご要望どおりのホームステイ先の確保は保証されません。なお、一度決定した滞在先を人種・職業・家族構成を理由に変更することはできません。

(4)渡航後の怪我、病気、後遺症、死亡、賠償等の補償に関しては、参加個人の海外旅行傷害保険をご利用ください。

(5)ご出発後、お申込者のご都合により学校やコースの変更あるいは中途退学をされた場合、学校側の規定により既に支払われた留学費用の全額あるいは一部が返金されない場合があります。学校側より返金がなされる場合に限り当社は返金手続きを行い、現地学校からの入金確認をもって返金いたします。なお、学校および金融機関の関係上、返金まで長期に渡る場合もありますが、当社においての立て替え返金は一切行いません。また、振込手数料はお申込者の負担とさせていただきますのであらかじめご了承下さい。

(6)本条件書に基づくお申込またはこれに関する一切の業務についての訴訟を提起する場合には、当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(7)お申込者の個人情報、当社の個人情報保護方針に基づきお取り扱いしております。当社の個人情報保護方針につきましては、別紙「個人情報保護方針に関するご案内」をご覧ください。

(8)本条件書の内容は、告知なしに変更されることがあります。